

令和2年7月6日

国土交通大臣  
赤羽一嘉殿

SHOSAKU 事務所代表  
マンション管理士 花房尚作  
E-mail : info@sho39.com

## マンション管理士の専任規定における要望書

標記の件につきまして、現実的な対処をしていただきたく、下記のとおり、お願い申し上げます。

### 記

突然のお手紙で失礼いたします。

私は、宅地建物取引士、管理業務主任者、マンション管理士の資格を所有しており、不動産関連の業務を請け負っています。しかしながら、マンション管理士の資格がなかなか活用できないといった現状を鑑み、お手紙を差し上げた次第でございます。

国土交通省の報告によると、令和元年末時点のマンションストック総数は、約 665.5 万戸です。これに、1 世帯当たり平均人員 2.33（平成 27 年国勢調査）を掛けると、約 1,551 万人が分譲マンションに居住している推計となります。これは国民の約 1 割にあたります。

それらの分譲マンションはやがて老朽化し、空き住戸が増加し、管理組合の管理がままらなくなります。そのとき起こるのは住民のモラル低下です。ゴミなどの管理さえもできず、マンション解体費用の蓄積もないため、老朽化した状態で放置されます。いづれ限界集落ならぬ、限界マンションとなります。どうしてそうなるのか。現在のマンション管理業は、無資格者たちの独壇場と化しているからです。

日本にはマンション管理士という区分所有法の専門家がいます。マンション管理士は合格率 8% のとても難しい資格です。しかし、マンション管理士には独占業務が設けられていないのです。たとえば、宅地建物取引士には重要事項説明の独占業務が与えられ

ています。また、事務所に1名、また、事務所の従業者5人につき1名、専任の宅地建物取引士が必要です。

マンション管理士にはそのような専任規定がありません。たとえマンション管理士の資格者証を持っていても、その価値は著しく低く扱われております。とても難しい国家資格であるにもかかわらず、ワードやエクセルの資格程の価値なのです。そのため、たとえ資格者証を持っていてもマンション管理会社で採用してもらえないのが現実です。

なぜなら、マンション管理会社の管理職のほとんどが資格証を持っていないからです。むしろ資格者証を持っている者は営利優先主義を阻害する可能性があります。そのような者は疎まれる傾向にあり、その結果として、いずれ限界マンションがあちこちに立ち並ぶようになるでしょう。老朽化したマンションがあちこちに放置されるのです。

結局のところ、放置されたマンションの解体費用は国民の税金で賄われます。国土交通省は、いずれ限界マンションが大量に出現するとわかっているのに放置しています。その責任は重大です。

そのような限界マンションだらけの未来にならないよう、現状を変えたいというのが私の願いです。そのためには、マンション管理士にも、宅地建物取引士と同じように、一定の専任規定を設けるべきです。資格がある者にマンションを管理させることで、マンション管理のあり様はずいぶん変わってきます。未熟者ではございますが、そのようなことを具申させていただきます。

以上

令和2年9月1日

文部科学大臣 萩生田光一殿

SHOSAKU 事務所代表  
1級FP技能士 花房尚作  
E-mail : info@sho39.com

## 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』についての要望書

標記の件につきまして、現実的な対処をしていただきたく、下記のとおり、お願い申し上げます。

### 記

突然のお手紙で失礼いたします。

私は、1級FP技能士として、FP相談やセミナー講演、執筆などの業務を請け負っております。主に低所得者の方々が豊かな生活を送れるよう支援を行っており、可能な限りボランティアで様々な相談をお受けしております。

さて、先日ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が激減した方のFP相談をお受けしました。その方はフリーランスの仕事しながら、ある大学の大学院に所属しております。2020年は修士の2年生として修士号の取得を目指していました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、2月以降のお仕事が次々にキャンセルになり、それ以降はまともな仕事がなくなりました。ついには学業を続けられなくなり、現在は休学しております。なんとか学業を続けたいとの思いから、学生支援緊急給付金の申請をしていましたが、一次募集、二次募集ともに「給付できない」むねのお便りが大学院から届いたそうです。

その方曰く、「現実的に退学の道しかなく、とても残念だ」とのことです。入学試験の対策のため、夜もほとんど眠らず勉強したそうです。お仕事が忙しいなかで、必死に単位も取得してきたそうです。乏しい資金をやりくりして修士論文を作成するため研究も進めてきたそうです。それでも学業を続けられなくなるその無念さは、言葉に出来な

い程の悔しさでしょう。

人は学ぶことで文明をつくりあげてきた筈です。人は学ぶことで平和をつくりあげてきた筈です。新型コロナウイルス感染症の影響により学びの継続が閉ざされてしまうのはとても残念です。

私としては「どうして学びを継続したい人をすべて助けてあげないのか」といった疑念が強くあります。学生支援緊急給付金は、その他の給付金に比べて金額が小さく、たかだか10万円か20万円です。そのたかだか10万円か20万円の給付もできないとはおかしな話です。所属大学に給付申請をするので不正ありません。それにもかかわらず、どうして給付を渋るのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の影響で、仕事をしたくても仕事がないといった現実を踏まえて、少しでも多くの人を救うよう、今からでも第三次募集をお願いできないでしょうか。大人になってからも一生涯を通じて学びを積み重ねて行くような崇高な意思を挫かないよう、未熟者ではございますが、そのようなことを心の底から要望させていただきます。

以上。

令和2年9月20日

厚生労働大臣  
田村憲久殿

SHOSAKU 事務所代表  
1級FP技能士 花房尚作  
E-mail : info@sho39.com

## 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る 国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準についての要望書

標記の件につきまして、現実的な対処をしていただきたく、下記のとおり、お願い申し上げます。

### 記

突然のお手紙で失礼いたします。

私は、1級FP技能士として、FP相談やセミナー講演、執筆などの業務を請け負っております。主に低所得者の方々が豊かな生活を送れるよう支援を行っており、可能な限りボランティアで様々な相談をお受けしております。

さて、先日のことですが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が激減した方のFP相談をお受けしました。その方は昨年末に退職されて、今年に入って精力的に求職活動をしておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、企業が雇い入れを控えたため、面接が次々にキャンセルになっております。それ以降はまともな求人がない状態で、ほとんど収入がありません。「貯蓄がほとんどなく、生活が苦しい」ということで、国民健康保険料の減免申請をおすすめしました。その減免申請の内容は以下のようになっております。

「新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主な生計維持者の令和2年2月以降

の「事業収入等」（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）の減少が30%以上見込まれる方に対する減免措置」

そこで市役所の保険課に、国民健康保険料の減免申請をしたところ、「収入が0円の月がある場合、30%ではなくて0%になるので対象にならない」とのことで申請を断られました。しかしこれはおかしい話です。0円だと100%の減収になる筈です。実際に持続化給付金ではそうした扱いです。そこで、そのむね伝えたところ、「0円は0にしかならから対象にならない。そもそも昨年の離職者はコロナの影響を受けていないので対象にならない」とのことです。そこで、「コロナの影響で職が見つからないのですが、それでも対象にならないのですか」と尋ねたところ、「それはならない」と追い返された次第です。それは「相談すらも受け付けない」といった感じで、とても一方的な対応でした。

再度、市役所のホームページで申請条件を確認したところ、「収入が0円の月がある場合、0%になるので対象にならない」との記述はありませんでした。また、「昨年度の離職者は減免申請の対象外です」との記述もありませんでした。念のため、厚生労働省のサイトや、その他の情報サイトも調べましたが、そのような記述はありませんでした。むしろ、私の主張と同じ内容の情報サイトは幾つかありました。

これは、厚生労働省の『誤認がおこるような曖昧な表記』に大きな問題があると考えます。対象になるのか、それとも対象外なのか、一目見てわかるような表記ができないものでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の影響は、就業活動を困難にしております。仕事をしたくても就ける仕事がないといった現実を招いております。少しでも多くの人を救うよう、今からでも配慮をお願いできないでしょうか。

また、市役所の職員について、もう少し心ある対応ができるよう指導して頂きたく、未熟者ではございますが、そのようなことを強く要望させていただきます。

以上。

令和2年7月24日

経済産業大臣  
梶山弘志殿

SHOSAKU 事務所代表  
1級FP技能士 花房尚作  
E-mail : info@sho39.com

## 給付金事務事業における サポート業務の請負契約についての要望書

標記の件につきまして、現実的な対処をしていただきたく、下記のとおり、お願い申し上げます。

### 記

突然のお手紙で失礼いたします。

私は、1級FP技能士として、FP相談やセミナー講演、執筆などの業務を請け負っております。主に低所得者の方々が豊かな生活を送れるよう支援を行っており、可能な限りボランティアで様々な相談をお受けしております。

さて、この度、新型コロナウイルスの影響で、予定していたセミナー及び講演が軒並み中止になりました。緊急事態宣言で対面の相談業務も休止中です。そのため、5月末から中小企業庁をはじめ、持続化給付金事業や家賃支援給付金事業を行っている企業に対して、「よろしければ給付金事務事業におけるサポート業務をまわしてもらえないでしょうか」といった申し出を行ってきました。「東京都の者がサポート事業業務を行うのではなくて、現地に住んでいる者に仕事をわけてもらえないか」と考えた次第です。しかしながら何の連絡も頂けず、現在に至っております。

私の知人は地元で行政書士事務所を営んでおりますが、やはり新型コロナウイルスの影響で仕事が減っております。その知人曰く「どうして地元に住んでいて資格がある者に声がかからず、よそに住んでいる無資格者に声がかかるのか」と憤っている次第です。

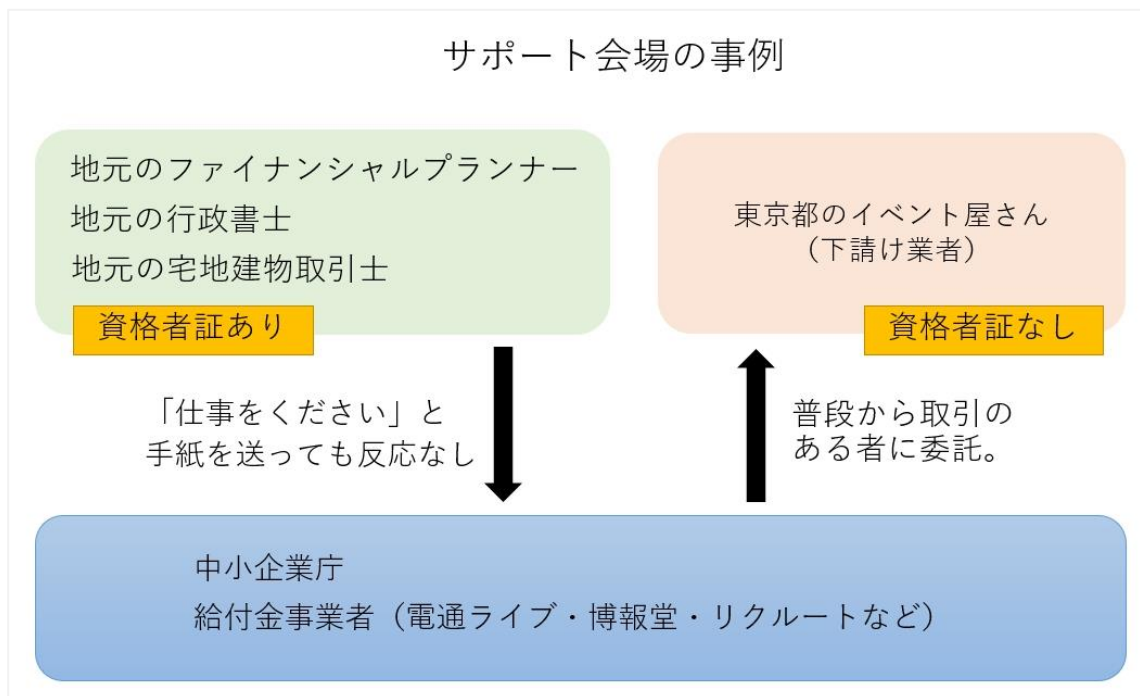
私としましても、東京都のイベント会社や派遣会社が、資格もないのに給付金業務を

独占している様は奇妙です。

たとえば、私にサポート事業業務をやらせて頂けると以下の利点があります。

- ① 1級FP技能士の資格があり、給付金事務事業の仕組みをよく理解している。
- ② 宅地建物取引士、管理業務主任者、マンション管理士の資格があり、不動産業及び区分所有法に精通している。
- ③ 新型コロナウイルスの影響を受けている者に直接仕事を与えられる。
- ④ ネット環境に不慣れな過疎地域の現状をよく理解している。
- ⑤ 地方の者にサポート業務を委託することで地方活性化につながる。

今からでも結構です。現地で暮らしている資格を持つ者に仕事をくださるよう、お願い申し上げます。



以上